

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和4年12月大槌町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大槌町議会会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。5番、澤山美恵子君及び6番、阿部三平君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月8日までの7日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月8日までの7日間と決定いたしました。

---

日程第3 諸般の報告及び行政報告

○議長（小松則明君） 日程第3、諸般の報告及び行政報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議会閉会中における動向につきましては、その概要を取りまとめ、お手元に配付しておりますので御覧願います。

次に、受理した請願は、会議規則第91条及び第92条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

陳情につきましては、お手元に配付の資料のとおりですので御報告いたします。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

続いて、釜石大槌地区行政事務組合議会、岩手県沿岸知的障害児施設組合議会、岩手沿岸南部広域環境組合議会、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告については、お

手元に配付しております概要報告のとおりですので、御覧願います。

次に、行政報告を行います。町長、御登壇願います。町長。

○町長（平野公三君）　〔報告書のとおり〕

- 
- 
- 日程第 4 報告第 1 1 号 「大槌町男女共同参画推進計画」の策定に係る報告について
- 日程第 5 議案第 5 4 号 大槌町議会議員及び大槌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5 5 号 大槌町上下水道料金等審議会条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 6 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5 7 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 9 議案第 5 8 号 大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 5 9 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 6 0 号 大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 6 1 号 大槌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 議案第 6 2 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 議案第 6 3 号 大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 議案第 6 4 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 1 6 議案第 6 5 号 訴えの提起について
- 日程第 1 7 議案第 6 6 号 令和 4 年度大槌町一般会計補正予算（第 6 号）を定めることについて
- 日程第 1 8 議案第 6 7 号 令和 4 年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

を定めることについて

日程第19 議案第68号 令和4年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて

日程第20 議案第69号 令和4年度大槌町下水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第4、報告第11号「大槌町男女共同参画推進計画」の策定に係る報告についてから、日程第20、議案第69号令和4年度大槌町下水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについてまで、17件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 令和4年12月大槌町議会定例会における報告1件、議案16件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

報告第11号「大槌町男女共同参画推進計画」の策定に係る報告については、大槌町行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき議会に報告するものであります。

議案第54号大槌町議会議員及び大槌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年12月12日に施行されたことに伴い、町村選挙候補者の負担の軽減を図ることを目的に選挙運動の公費負担を拡大することに関し新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第55号大槌町上下水道料金等審議会条例の制定については、地方公営企業法第14条の規定に基づき大槌町上下水道料金等審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めようとするものであります。

議案第56号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、令和3年に国家公務員法が改正され、地方公務員の定年についても国家公務員と同様に令和5年度から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議案第57号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年の引上げ等に関し所要の改正をしようとするものであります。

議案第58号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例については、諸般の情勢に鑑み、大槌町議会の議員の期末手当の支給割合を改定しようとする

ものであります。

議案第59号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、令和4年の岩手県人事委員会の勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改定しようとするものであります。

議案第60号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、令和4年の岩手県人事委員会の勧告に鑑み、任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

議案第61号大槌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、令和4年の岩手県人事委員会の勧告に鑑み、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

議案第62号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議案第63号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例については、非常勤特別職の職員の報酬に関する新規条例の制定に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議案第64号工事請負契約の締結については、町道臼澤高清水線橋梁整備工事において主に工事用道路など仮設盛土の土量見直し等による変更契約であります。

議案第65号訴えの提起については、災害援護資金貸付金の償還を求め訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第66号令和4年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについては、新型コロナウイルス感染症対応及び燃料・電力価格高騰対応に伴う補正であり、歳入歳出予算に6,782万3,000円を追加し、歳入歳出総額を110億4,655万6,000円とするものであります。

第2条では繰越明許費追加4件、第3条では債務負担行為追加1件、変更3件、第4条では地方債変更1件の補正であります。

議案第67号令和4年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、介護予防サービス支援計画書作成委託料等の計上に伴う増額補正であり、歳入歳出予算に103万9,000円を追加し、歳入歳出総額を16億7,645万7,000円とするものであ

ります。

議案第68号令和4年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについては、水道基本料金免除、電気料金値上げによる費用の増加等による補正であります。

収益的収入及び支出においては、収入予定額から350万2,000円を減額し、予定総額を3億1,117万円、支出予定額に919万8,000円を追加し、予定総額を3億4,645万9,000円とするものであります。

また、資本的収入は、勘定科目の変更により補助金を1,305万4,000円減額し、予定総額を1,063万6,000円、負担金に1,305万4,000円を追加し、予定総額を1,525万4,000円とするものであります。

議案第69号令和4年度大槌町下水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについては、主に燃料・電力価格高騰による収益的収支の補正であります。

公共下水道事業は、収入予定額から434万1,000円を減額し、予定総額を7億4,741万4,000円に、支出予定額から434万1,000円を減額し、予定総額を7億5,261万4,000円とするものであります。

また、漁業集落排水処理事業は、収入予定額及び支出予定額に238万4,000円を増額し、収入予定総額及び支出予定総額をそれぞれ2億831万6,000円とするものであります。

以上、一括で提案理由を申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 以上をもって当局からの説明は終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日3日から5日までは議案思考のため休会とし、6日火曜日は午前10時から再開いたします。

本日は大変御苦労さまでございました。

散 会 午前10時45分